

指定障害者支援施設 ライトホープセンター

【日中一時支援事業】

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号、以下「法」という）に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）に基づく日中一時支援事業によるサービスを提供します。棟サービスの利用は原則として市町村長へ利用申請し、対象者の要件に街頭すると認められた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業所経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 施設設備の概要	4
5. 従業員の配置状況	4
6. 事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	10
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	10
8. 個人情報の保護について	10
9. 苦情の受付について	11
10. 虐待防止体制	12
11. 緊急時の対応方法	12
12. 非常災害対策	12

社会福祉法人 光道園
(ライトホープセンター)
当事業所は福井県の指定を受けています。
(福井県指定 第18113600050号)

1. 事業所経営法人

名 称	社会福祉法人 光道園
所在地	福井県鯖江市和田町9字1の1
電話番号	0778-62-1234
代表者氏名	理事長 荒木 博文
法人の設立年月	昭和32年9月24日

2. 事業所の概要

事業所の種類	地域生活支援事業・日中一時支援事業 平成22年4月1日受託
事業所の目的	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
事業所の名称	障害者支援施設 ライトホープセンター
事業所の所在地	福井県丹生郡越前町朝日22-3-1
電話番号	もえぎ館（1階）：0778-34-8003 あさぎ館（2階）：0778-34-8004 わかば館（通所）：0778-34-8105
管理者（施設長）	竹内 あゆみ
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思と人格を尊重し、個人のニーズに沿った支援サービスを提供する。 ・事業所は、明るく家庭的な環境を有し、事業所の職員は、利用者の人権を擁護、尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。 ・本事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、指定居宅支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するほかの事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
事業所の開設年月日	昭和49年4月1日（日中一時支援事業 平成22年4月1日）
定 員	5名
事業者が併設している施設	障害者支援施設 ライトホープセンター 福井県 第1811300050号
福祉サービス 第三者評価事業	受審 令和5年3月20日（評価結果確定日）

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	法人が契約している市町
営業日	月～日・祭日（年末年始・お盆は休み）
受付時間	月～金 9時～18時

4. 施設設備の概要

(1) 施設設備の概要

事業所設備の種類	日中一時支援事業
作業場	1ヶ所
食堂	2室
医務室・静養室	各1室
浴室	3ヶ所
便所	25ヶ所
洗面所	10ヶ所
ゲストルーム	2室
喫茶コーナー	2ヶ所
機能訓練室	1室
ボランティアルーム	1室
理髪室	1室
施設長室・相談室	各1室
洗濯室	5室
リネン室	1室
事務室	3室
夜勤仮眠室	2室
娯楽室	2室
職員休憩室	2室
集会室	1室
倉庫	2室
消火その他災害対応	スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯

*当事業所では、上記の設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、障害福祉サービス（生活介護事業）のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(2) 施設設備ご利用上の注意事項

当事業所において、施設設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

①面会	・面会は自由です。ただし、受付に連絡してください。また、飲食物をご持参される場合も、その旨を職員にお知らせください。
②外出	・ご家族との外出は、原則自由ですが、事前にお知らせください。また、帰園時間もお知らせください。

③飲酒、喫煙	・当施設は原則禁煙となっております。飲酒につきましても職員にご相談ください。
④設備、器具の利用	・職員にお申し出ください。
⑤金銭、貴重品管理	・原則として施設側でお預かりします。必要時にはお申し出いただければ、随時お渡しいたします。
⑥所持品の持ち込み	・寝具の持ち込みは不要です。(シーツクリーニング代実費、洗面用具、日用品等一部実費あり) ・洗面用具、日用品等の生活必需品はご用意ください。 ・その他、電気製品や嗜好品などは、ご相談ください。
⑦施設以外での受診	・嘱託医による受診を原則とします。その他、特別に必要な場合はご相談ください。
⑧宗教活動	・個人の思想・信仰は自由ですが、施設内における他の利用者に対する布教活動等は禁止します。
⑨ペット	・施設内のペットの持ち込みはできません。(介助犬等につきましてもその限りではありませんが、事前にご相談ください。)
⑩設備、器具の破損等	・故意にしたものではなくとも、明らかに特定の方が施設の設備や器具を破損した場合は、弁償していただくことがあります。
⑪事故、損害等	・他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。

5. 従事者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める配置基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して障害福祉サービスを提供するものとして、下記の職種の従業者を配置しています。

【主な従業者の配置状況】〔生活介護事業における標準的な時間帯における最低配置人員〕

職 種	常勤換算 (※)	常 勤	非常勤
	日中 (9:00～18:00)		
管理者 (施設長)	0.2 名	1 名	0 名
サービス管理責任者	2.9 名	3 名	0 名
生活支援員	63.05 名	57 名	9 名
看護職員	3.625 名	3 名	2 名
理学療法士・作業療法士	0.3 名	1 名	0 名
言語聴覚士	0 名	0 名	0 名
歯科衛生士	0.4 名	1 名	0 名
管理栄養士	3.0 名	3 名	0 名
事務員	4.0 名	4 名	0 名
医師 (嘱託医)	0.1 名	0 名	1 名

【土・日の勤務体制】

職種	生活介護
	日中（9：00～18：00）
生活支援員	17名～18名

※常勤換算とは…

従業者それぞれの週あたり勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

たとえば…

1日4時間、週5日勤務の従業者（1週間で20時間勤務）が5名いる場合、常勤換算では2.5名（4時間×5日×5名÷40時間=2.5名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第6条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1) 地域生活支援費の対象となるサービス |
| (2) 利用地域の全額を利用者にご負担いただくサービス（地域生活支援費の対象外のサービス） |

(1) 地域生活支援費の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費・入浴費（福井市）を除き、給付対象となります。

<サービスの概要>

①日常生活の支援

i) 食事の提供	・栄養、利用者の身体の状況、希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。昼食（12：00～）
ii) 入浴	・原則として、入浴サービスはおこないません。止むを得ない事情がある場合は、ご相談に応じます。
iii) 排泄	・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援をおこないます。
iv) 着脱衣	・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援をおこないます。
v) 整容	・利用者の清潔に気を配り、整容をおこないます。

②送迎サービス

原則として、ご家族の方で送迎をお願いします。

③医療及び健康管理

i) 医療

ご本人の主治医または事業所の嘱託医との連携のもと、健康で安全な生活を営んでいただけるよう支援します。

<嘱託医による診察、治療>

- ・医療機関名：藤田医院
- ・嘱託医施名：藤田周一
- ・診療科：内科、外科
- ・診察日：毎週火曜日 13：30～14：30

なお、利用者が、専門医師等の診断、治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診、治療を受ける事ができます。(診察費ならびに送迎にかかる費用を一部負担いただく場合がございます。)

- ・協力医療機関：社会医療法人 寿人会 木村病院 (福井県鯖江市旭町 4-4-9)

ii) 服薬の支援

ご本人の主治医または事業所の嘱託医の指示のもと、看護師等が支援します。

iii) 通院と治療

事業所の嘱託医の指示によって実施し、看護師等が支援します。

④社会的活動の支援

i) 日常生活指導	・地域において、自立した社会生活を送るための機能維持等を目指した指導、支援をおこないます。
ii) 余暇活動	・潤いのある生活ができるよう、余暇活動をおこないます。

⑤相談援助

生活においての様々な問題、苦情、ご家族との調整など相談に応じます。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、お支払いいただきます。(※市町村によって、利用料金が異なります。)

【丹南地区(鯖江市、越前市、越前町、南越前町、池田町)】

1) 報酬単価表 (当事業所は医療施設以外の事業実施事業所に該当)

利用時間 3時間以下	1,580円
利用時間 3時間を超えて6時間以下	3,160円
利用時間 6時間を超えた場合	4,740円
送迎加算(片道)	210円
食事加算(低所得者のみ)	300円

2) 報酬単価表 ※障害支援区分が5以上の人または医療的ケア児、重症心身障害児

利用時間 3時間以下	2,840円
利用時間 3時間を超えて6時間以下	5,680円
利用時間 6時間を超えた場合	8,520円
送迎加算(片道)	210円
食事加算(低所得者のみ)	300円

3) 利用者負担について

住民税課税世帯	費用の10%
住民税非課税世帯・生活保護世帯	負担なし

(※小数点以下は、切り捨てとします。)

※利用者負担にかかる注意事項

- ・利用者負担の月額上限額はありません。
- ・障害福祉サービスや他の地域生活支援事業との合算（上限管理）はありません。

【福井市】

1) 報酬単価表

利用時間 3時間以下	1, 590円
利用時間 3時間を超えて6時間以下	3, 180円
利用時間 6時間を超えた場合	6, 360円
送迎加算（片道）	540円

2) 利用者負担について

住民税課税世帯	費用の10%
住民税非課税世帯・生活保護世帯	負担なし

・送迎加算サービスについて

片道を1回とし、単価540円とします。（学校～事業者間、もしくは自宅～事業者間）
ただし、事業所へのお迎えは、原則ご家族で対応していただき、止むを得ない場合のみ、事業所が対応できる範囲とします。

その場合、一定距離以上は自己負担として、事業者が実費徴収いたします。

（2）地域生活支援費の対象とならないサービス

①特別なサービスの提供とこれに伴う費用

- ・施設外活動、行事の必要経費の実費
- ・個人の参加希望による活動等に関わる付添員経費を含む

②地域生活支援費から支給されない日常生活上の諸費用

③その他の日常生活費に関する費用

- ・保健衛生費（外注クリーニング）
- ・理美容代
- ・施設活動における材料費等の実費

④地域生活支援費の対象に含まれない費用に関するもの

- ・個人が要望する事項への対応に関する必要経費（その活動時の使用用品や材料代、送迎代、付添員の实費経費等）
- ・食事代 昼食360円（食材料費等）
- ・入浴利用料 700円（鯖江市・越前市・越前町は加算あり）
- ・その他、利用者固有のものであって、自己負担することが適当と認められるもの

⑤事業実施地域以外への送迎

- ・基本的にはご家族による送迎をお願いします。（一部地域については、ご相談に応じます。）

（3）利用料金・費用のお支払い方法

当月利用料金の合計額が確定後、請求書に明細を付して、翌月、利用者へ送付します。

当月の利用料金の合計額を、翌月 25 日までにお支払いいただきます。以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア．下記指定口座への振り込み

北陸銀行 神明支店 普通預金 1099250

社会福祉法人光道園 ライトホープセンター 代表 荒木 博文

イ．金融機関口座からの自動引き落とし （毎月 22 日に引き落とし予定）

ご利用できる金融機関： 福井銀行または北陸銀行・郵便局等

（4）利用の中止

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービス計画表（支援計画）で定めたサービスの利用を中止できます。この場合には、事業者にお申し出ください。

（5）利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更をおこなう 1 ヶ月前までにご説明します。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第 6 条参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録の複写物の交付を受ける事ができます。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

◆閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前 9：00～午後 6：00 です。（窓口は、それぞれ利用されている事業所で、第三者への閲覧・開示については本人の同意を得るものとします）

◎情報管理責任者 竹内 あゆみ（施設長）

8. 個人情報の保護について

事業者及び職員は、サービス提供にあたって知り得た利用者やその家族等の個人情報について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。又、個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。（職員のしおり 個人情報管理規定）

○個人情報管理責任者 竹内 あゆみ（施設長）

○個人情報管理者 嶋田 真紀子（副施設長）

9. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情の受付、ご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○受付時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00

苦情受付担当者	竹内 あゆみ	施設長（管理者）
苦情解決責任者 （正責任者）	堀 浩二	常務理事（鯖江事業所担当）
苦情解決責任者 （副責任者）	山田 勝久	理事（朝日1丁目担当）
	村岡 英明	理事（朝日事業所担当）

- ◆苦情受付ボックスは正面玄関内に設置しています。
- ◆苦情解決に関する情報公開は、光道園ホームページに掲載しています。

当事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者及びその家族等は、当事業所への苦情やご意見は、下記の「第三者委員」に相談する事もできます。

第三者委員	白井 尊志	住所 〒913-0046 坂井市三国町北本町3丁目2-12 電話 0776-82-8887（白井労務管理事務所）
	矢納 正人	住所 〒918-8162 福井市角原町32の42 電話 0776-38-1773
	永松 真	住所 〒910-3604 福井市グリーンハイツ2-127 電話 0776-98-2611

（2）行政機関その他の苦情受付機関

当事業所に対し市町村等から問い合わせ、指導等があった場合は、迅速、誠実に対応していきます。当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

- ・越前町障がい生活課
電 話：0778-34-8723
FAX：0778-34-1235
- ・福井県社会福祉協議会
運営適正化委員会（ハート支援室）
電 話：0776-24-2347
FAX：0776-24-8941

10. 虐待防止・身体拘束廃止等適正化について

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止のために虐待防止・身体拘束廃止等適正化の為の指針や責任者および委員会を設置する等、必要な体制を整備するとともにサービス従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止・身体拘束等適正化責任者	施設長	竹内 あゆみ
虐待防止・身体拘束等適正化委員会委員長	施設長	竹内 あゆみ
	副委員長 副施設長	嶋田 真紀子

11. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変等があった場合は、協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記の家族等へ速やかにご連絡します。

氏名		
住所		
電話番号		(携帯)
続柄		

○協力医療機関

医療法人 寿人会 木村病院 (福井県鯖江市旭町 4-4-9)

12. 非常災害対策

防災時の対応	消防計画及び自衛消防組織により対応、地元朝日区との相互協力あり
防災設備	全館スプリンクラー設置、非常通報装置、火災報知設備設置
防災訓練	年2回地元消防署の協力・監督および、朝日地区住民らと協力し実施
防火責任者	理事 村岡 英明

令和 年 月 日

地域生活支援事業（日中一時支援事業）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：障害者支援施設 ライトホープセンター

説明者職名：サービス管理責任者 氏名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害福祉サービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所

〒

氏 名 印

身元引受人又は代理人住所

〒

氏 名 印